

## 「米国関税措置等に伴う緊急支援融資」取扱い開始のお知らせ

2025年4月11日

お客さま各位

当金庫は、米国政府の関税措置により、影響を受けている事業者のみなさまに向けた緊急支援融資を下記のとおり取扱い開始しました。

併せて「ご相談窓口」を設置しましたのでお知らせいたします。

### 記

名称 : 米国関税措置等に伴う緊急支援融資  
取扱い期間 : 2025年4月11日(金)～2025年9月30日(火)  
対象者 : 米国政府による関税措置等により、直接的・間接的な影響を受けている  
当金庫営業地区内の事業者  
資金使途 : 運転資金・設備資金

詳しくはこちらからご確認ください。

[https://www.shinkin.co.jp/seibu/business/loan/beikokukanzei\\_loan.html](https://www.shinkin.co.jp/seibu/business/loan/beikokukanzei_loan.html)

<ご相談窓口>

全店舗に設置します。

<ご相談内容>

- 新たなご融資や、ご返済等に関するご相談
- その他米国政府の関税措置による影響に関するご相談等

以上

ご相談・お問い合わせ先

当金庫お取引店舗までお問い合わせください。

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

**SEIBU**  
西武信用金庫